

## 蒲郡市創業等支援資金に係る信用保証料補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新事業の創出による地域経済の発展と産業の振興のため、保証料の負担を軽減するもので、愛知県信用保証協会（以下「協会」という。）の保証付き融資である愛知県融資制度の経済環境適応資金創業等支援資金を受けた者に係る信用保証料に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関して、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「交付規則」という。）及び蒲郡市信用保証料等補助金の交付手続の特例に関する規則（平成8年蒲郡市規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、愛知県経済環境適応資金融資制度要綱（平成13年4月1日制定）第5第3号に規定する創業等支援資金の融資制度の適用を受けた者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 個人事業者 蒲郡市内において、事業を開始しようとする者又は開始した者
- (2) 法人事業者 蒲郡市内に本店（商業登記法（昭和38年法律第125号）第17条第2項に規定する「本店」をいう。）を設立し、かつ蒲郡市内に主たる事業所を有し、事業を開始しようとする者又は開始した者

2 前項の規定にかかわらず、市税の滞納者については補助の対象外とする。

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、支払済信用保証料の額の75%（20万円を限度とし、1円未満の端数を切り捨てる。）とする。ただし、創業等支援資金の融資制度における既往の融資の借換えの場合においては、「支払済信用保証料の額」を「支払済信用保証料の額に新規借入金額（融資金額から借換えに伴う既往の融資残高を控除して得た額）を乗じて融資金額で除して得た額」と読み替えるものとする。また、信用保証料を分納する場合、2回目以降の信用保証料は補助対象外とする。

### (補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、蒲郡市創業等支援資金信用保証料補助金交付申請書（第1号様式）に取扱金融機関による創業等支援資金に係る信用保証料支払証明書（第2号様式）、信用保証書の写し、

市税において滞納がないことの証明書（ただし、申請者が市内に居住する個人事業主又は法人事業主の場合は、代理権授与通知書（第3号様式）をもって証明書の代わりとする。）、創業等支援資金に係る創業計画書及びその他市長が必要と認める書類を添えて、金融機関からの融資実行日から起算して30日以内に、市長に申請しなければならない。

（交付の決定）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、交付規則第5条の規定に基づき、交付決定を行い、蒲郡市創業等支援資金信用保証料補助金交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第6条 前条の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、蒲郡市創業等支援資金信用保証料補助金交付請求書（第5号様式）により補助金の請求をしなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消等）

第7条 市長は、この要綱の適正な運用を図るため、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に補助金が交付されているときは、交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 補助事業者が、補助金の算定の根拠とした融資の繰上償還をし、協会から信用保証料の返戻を受けた場合であって、当該返戻を受けた額が、当初支払った信用保証料の額から補助金の額を差し引いた額を上回るとき。
- (4) その他市長が不相当と認めたとき。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に融資実行を受けた者について適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に融資実行を受けた者について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

蒲郡市長 様

住所又は  
所在地.....

氏名又は  
法人名・代表者名.....

電話番号.....

蒲郡市創業等支援資金信用保証料補助金交付申請書

下記のとおり、創業等支援資金に係る信用保証料補助金の交付申請をします。

なお、この補助金に係る融資を繰上償還した場合において、保証料が返戻され、蒲郡市創業等支援資金信用保証料補助金交付要綱第7条第3号の規定に該当するときは、補助金の一部を返還します。

|     |          |  |
|-----|----------|--|
| (1) | 事業所所在地   | ・上記住所地と同じ<br>・上記住所地以外<br>(蒲郡市 )        |
| (2) | 保証決定日    | 年 月 日                                  |
| (3) | 融資実行日    | 年 月 日                                  |
| (4) | 保証料支払日   | 年 月 日                                  |
| (5) | 融資金額     | 融資金額 A 円<br>借換え分金額 B 円<br>新規借入金額 A-B 円 |
| (6) | 保証料額     | 円 ※借換え分を除く。                            |
| (7) | 補助金交付申請額 | 円 ※限度額20万円                             |

第2号様式（第4条関係）

創業等支援資金に係る信用保証料支払証明書

上記申請者が信用保証料の支払を完了したことを証明します。

年 月 日

金融機関名



## 代理権授与通知書

< 信用保証料補助用 >

年 月 日

蒲郡市長 様

住所又は  
所在地.....

氏名又は  
法人名・代表者名.....

生年月日又は  
設立年月日.....

電話番号.....

私は次の者を代理人と定め、下記の委任事項に関する権限を授与しましたので通知します。

|            |                   |  |
|------------|-------------------|--|
| 代理人        | 所 属               |  |
|            | 職 名               |  |
|            | 氏 名               |  |
|            | 生年月日              |  |
| 委 任<br>事 項 | ・ 納税状況調査 (共有名義含む) |  |

※ この通知書はかならず授与者本人が記載してください。

蒲郡市創業等支援資金信用保証料補助金交付決定通知書

申請者 住所又は  
所在地

氏名又は  
法人名・代表者名

年 月 日付で申請のありました蒲郡市創業等支援資金信用保証料補助金について、下記のとおり交付することを決定します。

年 月 日

蒲郡市長 印

記

交付決定額 金 円

年 月 日

蒲郡市長 様

住所又は  
所在地.....

氏名又は  
法人名・代表者名.....

電話番号.....

蒲郡市創業等支援資金信用保証料補助金交付請求書

年 月 日付け蒲 第 号で交付決定を受けた蒲郡市創業等支援資金信用保証料補助金の交付を下記のとおり請求します。

記

金 \_\_\_\_\_ 円

| 振 込 先 口 座 名   |                        |
|---------------|------------------------|
| フリガナ<br>口座名義人 |                        |
| 金融機関名         | 銀行 信用金庫 店<br>農協 信用組合 所 |
| 口座番号          | 当座・普通 ( )              |